

## 地域活性化ワーキング・グループの今後の進め方について（案）

### 1. ワーキング・グループの開催について

- 来年6月目途の答申取りまとめに向けて、規制改革の審議を進める。
- 開催頻度は月2回ないし3回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

### 2. 審議事項について

地域経済の活性化等を通じて、内閣の重要施策である地方創生を実現するため、前期と同様、地域活性化に資する規制改革事項を広く検討する。

#### (1) 重点的フォローアップ事項

以下の事項を重点的フォローアップ事項とし、本会議と分担の上で検討を進め、必要に応じ、「意見」の公表を検討する。

- ① 民泊サービスにおける規制改革（インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供）
- ② 「地方版規制改革会議」の設置
- ③ 風営法規制の見直し

(注) 上記以外の事項については、当面、事務局において取組状況のフォローアップを行い、必要に応じ、ワーキング・グループで検討することとする。

#### (2) 新規検討事項

##### ① 規制改革ホットラインへの提案事項等

地域的心声を積極的に受け止め、その実現に向けて取り組むため、規制改革ホットラインへの提案事項及び事務局で把握した要望事項のうち、地域活性化ワーキング・グループで取り上げるべきものについて検討する。

##### ② 規制改革における国と地方について

「地方版規制改革会議」の設置を含め、地方における規制改革をどのように進めるか、その際の国の役割は何かについて検討する。

(参考)

## 規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）抜粋

### II 分野別措置事項

#### 5 地域活性化分野

##### (1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

##### (2) 個別措置事項

###### ③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	小規模宿泊業のための規制緩和③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省

## 規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）抜粋

### II 分野別措置事項

#### 3 創業・IT等分野

##### (2) 個別措置事項

###### ④国民の選択肢拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
50	ダンスに係る風営法規制の見直し(営業時間に関する規制等の見直し)	飲食を伴いダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第3号に掲げる営業)について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	警察庁